

第2章

障害に関するアフリカの地域的取り組み

小林 昌之

はじめに

アフリカ連合 (African Union: AU) の前身であるアフリカ統一機構 (Organisation of African Unity: OAU) は、国連障害者の10年 (1983-1992年) 終了後、アジア太平洋地域につづいて「アフリカ障害者の10年」(1999-2009年) を制定し、それを AU に引き継いだ。アジア太平洋地域においては国連アジア太平洋経済社会委員会 (Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP) の主導により地域の障害 이슈が改善していったものの、第1次アフリカ障害者の10年は実質的成果がないまま終了したといわれている。後述のとおり、AU の障害問題の専門機関であるアフリカ・リハビリテーション研究所 (African Rehabilitation Institute: ARI) が弱体であったことやアフリカ大陸の障害当事者団体が集うアフリカ障害者連盟 (Pan African Federation of the Disabled: PAFOD) の取り組みも十分でなかったことが一因とされる。

それにもかかわらず、AU はアフリカ障害者の10年を延長し、「アフリカ障害者の10年」(2010-2019年) を採択した。この第2次アフリカ障害者の10年では、2006年に制定された国連障害者権利条約との整合性が勘案され、障害者権利条約への批准も呼びかけられている。その一方で、AU は独自にアフリカ人権憲章⁽¹⁾のもとで、専ら障害者の権利に関して定める議定書を新たに策定しようとしている。障害 이슈に関して、アフリカは地域として取

り組み、アフリカ独自の発展を遂げようとしているのだろうか。

本章では、「障害と開発」に関するアフリカの地域的な取り組みがどのように構築され、どのような課題を抱えるのか明らかにすることを目的とする。とくに、アフリカ障害者の10年をはじめとしたアフリカ大陸の取り組みの内容および実施体制において、アフリカ固有の要素が反映されているのか否か検討する。以下、まず障害者の権利擁護に関する地域的な取り組みを論じた先行研究をレビューし、つぎに2度のアフリカ障害者の10年およびアフリカ人権憲章の障害者に関する権利議定書の内容について検討し、最後にこれらを実施するための地域的な実施体制について考察する。

第1節 先行研究

日本語文献でアフリカ障害者の10年について論じたものとしては長瀬(2006)がある。アフリカ障害者の10年の課題について、軸となるべき政府間機構のAUおよび障害分野の中核的機関であるARIが弱体であったことや推進役として期待された障害者団体であるPAFODも十分な取り組みができなかったことが一因であると指摘しており(長瀬 2006, 32)、本章も同じ認識を共有する。しかし、長瀬(2006)では、その背景や10年の内容の議論はなく、その後採択された第2次アフリカ障害者の10年を含めた内容の考察が必要となっている。本章ではアフリカの地域としての取り組みの一つとして、2度のアフリカ障害者の10年の内容を考察するとともに、障害イシューに関するAUの新しい取り組みについても検討する。

外国語文献でアフリカ全体に関する障害者の権利について論じたものとして、Dube(2007)はアフリカの人権システム全般を説明し、そのなかにおける障害者の権利保護について論じている。とくに、アフリカ人権憲章およびそれに基づく議定書ならびにこれらを裁定するアフリカ人権裁判所を理解するうえで興味深い。また、Biegon(2011)はアフリカでは障害イシューは伝

統的に人権システムの外におかれていたが、国連障害者権利条約の採択にと
もないうちに徐々にアフリカにおいても人権課題として認識されるようになったこ
とを指摘し、アフリカの地域的な障害者法体制の形成について論じている。
規範内容および制度的構造を批判的に検討しており、当該地域の法学者の視
点、認識を理解するうえで参考となる。Reenen and Combrinck (2011) も人
権に対するアフリカ的なアプローチの存在に言及し、伝統的に個人の権利・
利益は共同体や社会の福祉の下にあると認識されてきたとする。同論文は、
アフリカレベルの人権文書を概観したうえで、障害者権利条約を批准した4
カ国の障害者法制を分析する。Ssenyonjo (2012) はアフリカ人権憲章の30年
を振り返り、アフリカ地域の人権システムについて論じるものの、障害者に
ついてはわずかに Yeung Sik Yuen (2012a) がアフリカ人権委員会の高齢者・
障害者の権利に関するワーキング・グループ議長の立場からその取り組みを
概説するのみである。ワーキング・グループで検討されている障害者の権利
に関する議定書については Kamga (2013) がその必要性について論じている。
アフリカ人権憲章について、本章ではとくにそれを補完する障害者権利議定
書の制定に関する議論について考察する。AUでは、障害アーキテクチャと
呼ばれる障害イシューに関する新しい構想が進められており、そのなかで本
議定書は障害イシューを AU 人権委員会や AU 裁判所などの公的制度に乗せ
る根拠を提供するものとして重要となると思われる。

なお、*African Disability Rights Yearbook* が2013年より刊行されており、ア
フリカ全体、地域共同体およびアフリカ諸国の政策・立法の発展状況、障害
者権利条約の履行状況などを把握するうえで有用である (Pretoria University
Law Press 2013~)。また、国際協力の視点からアフリカの障害者の人権を論
じたものとして Katsui (2012) がある。同論文はウガンダにおける参与観察
を含めた事例研究を基礎におきながら、国際協力における人権に基づくアプ
ローチのあり方について分析する。研究、実務の両方にとって示唆的である。

第2節 アフリカ障害者の10年と大陸行動計画

1. 第1次アフリカ障害者の10年

国連障害者の10年（1983-1992年）はアフリカの障害者の生活の質に大きな改善をもたらさなかったとされる（African Union n.d.a, 1）。そこで、1999年にアフリカの主要な障害当事者団体は、障害と人権の開発協力に関するアフリカセミナー（African Seminar on Development Co-operation on Disability and Human Rights）に集い、アフリカの障害者の10年を求める決議を採択した（SADPD [n.d.a]）。

障害当事者団体などの働きかけもあり、1999年4月にナミビアのウイントフックで開催されたOAUの労働社会問題委員会の会合においてアフリカ障害者の10年を宣言することが勧告された。これを受けて、1999年7月にアルジェリアのアルジェで開催されたOAUの第35回首脳会合でアフリカ障害者の10年（1999-2009年）が採択され、2000年7月にトーゴのロメで開催されたOAUの第36回首脳会合で正式に宣言された⁽²⁾（African Union [n.d.b] 8, 9）。

2. 大陸行動計画

アフリカ障害者の10年の大陸行動計画は、2002年2月にエチオピアのアデイスアババで開催されたアフリカ障害者の10年に関する汎アフリカ会議で作成された。会議はARIと障害当事者団体（PAFOD, アフリカ盲人連盟（AFUB）、世界ろう連盟・アフリカ（WFD Africa）、インクルージョン・アフリカ（Inclusion Africa））の協働により開催され、国連機関も参加し、アフリカ障害者の10年の全体目標に合致する活動が整理された。その後、2002年6月に南アフリカのダーバンで開催されたOAUの大臣協議会⁽³⁾および通常会合、ならびに2002年7月に開催されたAUの執行理事会において大陸行動計画は公式に

表2-1 障害関係年表

1963年	アフリカ統一機構 (OAU)・発足
1981年	<i>国際障害者年</i>
1981年	アフリカ人権憲章 (バンジュール憲章)・採択 [1986年発効]
1982年	<i>国連・障害者の10年 (1983~1992)</i> ・採択
1987年	アフリカ人権委員会・設立
1988年	アフリカ・リハビリテーション研究所 (ARI)・設立
1990年	アフリカ子どもの権利と福祉憲章・採択 [1999年発効]
1992年	<i>アジア太平洋障害者の10年 (1993~2002)</i> ・採択
1998年	アフリカ人権裁判所議定書・採択 [2004年発効]
1999年	障害と人権の開発協力に関するアフリカセミナー・開催
1999年	アフリカ障害者の10年 (1999~2009)・採択
2002年	アフリカ連合 (AU)・発足 [OAUの改組]
2002年	アフリカ障害者の10年 (1999~2009) 大陸行動計画・策定
2003年	アフリカ地域障害協議会議・開催
2003年	女性の権利議定書 (マプト議定書)・採択 [2005年発効]
2006年	<i>国連・障害者権利条約</i> ・採択 [2008年発効]
2006年	アフリカ青年憲章・採択 [2009年発効]
2007年	アフリカ民主主義・選挙・統治憲章・採択
2007年	高齢者の権利に関するフォーカル・ポイント・発足
2009年	アフリカにおける国内避難民の保護・支援のためのアフリカ連合条約 (カンパ ラ条約)・採択 [2012年発効]
2009年	高齢者および障害者の権利に関するワーキング・グループ・発足 [フォーカ ル・ポイントの改組]
2009年	障害者権利議定書 (アクラ草案)・作成
2010年	アフリカ障害者の10年 [延長] (2010~2019)・決定
2012年	障害者権利議定書・コンセプト・ペーパー・作成
2014年	障害者権利議定書 (第2草案)・公表
2014年	アフリカ障害同盟 (ADA)・SADPD から名称変更
2014年	アフリカ障害フォーラム (ADF)・設立合意 アフリカ・リハビリテーション研究所 (ARI)・解体 アフリカ連合障害研究所 (AUDI)・設立

(出所) 筆者作成。

(注) 斜体は国連の動向。

裏書きされることになった。

アフリカ障害者の10年の目標は、アフリカの障害者の完全参加、平等およびエンパワメントとされ、大陸行動計画は、加盟国が国家計画を策定するうえでのガイドラインならびにアフリカ障害者の10年の実施のためのメカニズムを設ける役割を担う。このなか、アフリカ障害者の10年を運営する責任はOAUの専門機関でジンバブエのハラレに本部をおくARIに与えられた。ARIは、アフリカ大陸レベル、地域レベル、国家レベルにおいて大陸行動計画が実施されるよう政府および障害当事者団体を支援するものとされた。また、ARIは障害者の10年の事業計画策定に当たり、障害当事者団体、とくにPAFOD、AFUB、各国政府、およびその他の地域的障害者組織と協力するものとされた。

大陸行動計画はまず加盟国がとるべき行動を列挙している。すなわち、OAU加盟国は、障害者の社会での自立、完全参加、機会の均等に資する措置を形成するために障害者の状況を調査する必要があることに加え、下記の行動をとるべきだと謳う（para.17）。

- ・ 障害者の社会・経済開発への完全参加を奨励する国のプログラムや政策を策定または改定すること。
- ・ 国の障害調整委員会を創設または強化し、障害者および障害団体の効果的な代表を保障すること。
- ・ 国際開発機関および組織と協力して、地域に根差したサービス提供を支援すること。
- ・ 障害をもつ児童、青年、女性、成人に対する肯定的な態度の助長、文化・スポーツ活動、物理的環境へのアクセスとともに、リハビリテーション、教育、訓練および雇用へのアクセスを保障する措置を実行する努力をさらに促進すること。
- ・ 障害者およびその家族を対象とする貧困削減プログラムを開発すること。
- ・ コミュニティーや政府の障害に対する良心的意識を強化するプログラム

- を設けること。
- ・平和を促進し、その他の障害原因に注意を払うことで障害を予防すること。
 - ・アフリカ政府の社会・経済・政治アジェンダにおいて障害を主流化すること。
 - ・国連の障害者の機会均等化に関する基準規則の実施の先頭に立ち、アフリカの障害者の利益を保護するための政策や立法の基礎として基準規則を使用することを保証すること。
 - ・障害者の権利を促進、モニターするためにすべての OAU および国連の人権文書を適用すること。

上記の行動を前提に、目標を実現するに当たり12の目的が設定され、それぞれに具体的な行動が列挙されている。設定された12の目的は次のとおりである。

- 目的1 障害者の完全で平等な参加を促進する国家政策、プログラムおよび法律を策定・実施すること⁽⁴⁾。
- 目的2 経済・社会開発プロセスへの障害者の参加を促進すること。
- 目的3 公的な政策決定体制への障害当事者自身の参加を促進すること。
- 目的4 障害者への支援サービスを向上すること。
- 目的5 障害をもつ子ども、青年、女性、高齢者への特別措置を促進すること。
- 目的6 リハビリテーション、教育、訓練、雇用、スポーツ、文化および物理的環境へのアクセスを保障・向上すること。
- 目的7 障害原因を予防すること。
- 目的8 人権としての障害者の権利を促進・保護すること。
- 目的9 障害当事者団体の開発を支援・強化すること。
- 目的10 資源を動員すること。

目的11 アフリカ障害者の10年の活動の調整、モニタリング、評価のためのメカニズムを提供すること。

目的12 障害意識全般、およびとくにアフリカ障害者の10年の認知について啓発・向上すること。

上記のうち、アフリカ固有の行動を求めている内容としては次のものがある。加盟国の5人のアフリカ議会議員のうち最低1人の障害者を含めること(目的3)。計画的な地雷除去プログラムを導入すること、アクセス可能な形でHIV/エイズの情報を障害者に提供すること(目的7)。障害者の権利に関するアフリカ憲章を制定すること(目的8)、などである。第1次アフリカ障害者の10年の大陸行動計画は、障害者の問題に対するローカルなアプローチを提供し、ローカルに解決することを意識していたものの(para.4)、内容的には国連障害者の10年をほぼ踏襲していたといえる。

3. 第1次アフリカ障害者の10年の評価

2008年のAU社会開発大臣会合において社会開発に関するウイントフック宣言が採択され、アフリカ障害者の10年(1999-2009年)の大陸行動計画の履行状況に関する評価の実施が勧告された⁽⁵⁾。勧告を受け、AU委員会は大陸行動計画に記載された重要課題分野に基づき、加盟国が行動計画を実施するにあたって設けた国内レベルでの戦略およびメカニズム、ならびに実施にあたって直面した阻害要因について回答を求める質問票を作成した(African Union n.d.a)。

前述のとおり、行動計画は12の目的から構成されており、質問票も12の目的のマトリックスとなっている。それぞれの目的について複数の指標が設けられており、回答欄にはこれらの指標に対する対応、具体的達成内容、阻害要因、結果の評価を記すことになっている⁽⁶⁾。指標に対する対応は、Yes/Noまたは数値、その他は自由記載となっている。

質問票の回収率は低かったとされ、調査結果は作成されたものの公表はされていない。SADPD (n.d.c) によると、質問票は設定された目的と達成度のギャップについて回答を求めていたにもかかわらず、多くの国の回答は自国の障害政策等の発展を強調する内容となっていたという。これら政府の主張に対する裏付けあるいは相互検証するための障害者や障害当事者団体からのインプットは欠落していたとされる。また、障害イシューを扱う規範枠組みや国家開発戦略の存在を示す証拠は発見されなかったという。行動計画を実施するための具体的な財政配分についても、大陸レベルにおいても、加盟国レベルにおいても結局実現されていないことが指摘されている⁽⁷⁾。さらに、障害女性の問題については、この10年はほとんど注目されなかったとしている (SADPD n.d.c, 7-8)。

この調査結果のなかでいくつかの勧告が出されている (SADPD n.d.c, 8)。たとえば、大陸および国レベルにおける障害者の権利の尊重・促進を保障するための制度的枠組み、システム、インフラを設計する必要性が勧告された。また、国家開発に関するプログラムや政策がどのように障害インクルーシブとなるよう設計されているのか明確に示すべきであることも勧告された。そして、調査の段階ですでに26カ国のアフリカ諸国が障害者権利条約に批准していたことから、障害者権利条約に従うという、アフリカ大陸の新しい政治的意思にのっとり、障害者の10年を延長する必要性が勧告された。

4. 第2次アフリカ障害者の10年と大陸行動計画

前述の2008年の AU 社会開発大臣会合では、第1次アフリカ障害者の10年の評価実施が勧告されるとともに、アフリカ障害者の10年の延長が検討された。そして、2010年の第2回 AU 社会開発大臣会合 (2nd AU Conference of Ministers for Social Development: CAMSD2) で延長が勧告され、2011年の執行理事会によって裏書きされた⁽⁸⁾。その後、第2次アフリカ障害者の10年 (2010-2019年) の大陸行動計画策定にあたっては、前述の調査結果をふまえ、障

害当事者団体からのインプットを受けながら⁹⁾、「障害者の福祉と権利の促進」を主題とする第3回社会開発大臣会合において内容が議論された¹⁰⁾。

新しい大陸行動計画案は第1次行動計画から構成を変え、加盟国に求める行動や各アクターの責任などがより詳細に記載されている¹¹⁾。構成は、第1部：背景と状況、第2部：国内履行の戦略的課題分野、第3部：アフリカ障害者の10年（2010-2019年）の大陸行動計画の実施に関する主要アクターの責任の3部構成となっている。

第2次アフリカ障害者の10年は、「延長された」10年であることから基本的には第1次アフリカ障害者の10年の大陸行動計画を引き継ぎ、目標として「アフリカにおける障害者の完全参加、平等およびエンパワメント」が謳われている。目的も2000年の宣言に依拠し、障害者の社会における自立、完全参加、機会均等に資する措置の形成を掲げる。大陸行動計画は、障害者の状況を調査することに加え、第1次で掲げられた10項目のうち9つを引き継ぎ、AU加盟国がとるべき12の行動を定めている¹²⁾。新たに追加された3つの行動は下記のとおりである（para.12）。

- ・すべての障害関係事業およびプログラムにおいてジェンダー平等を保障すること。
- ・すべての活動において農村地域に居住する障害者のインクルージョンを保障すること。
- ・障害者権利条約および同選択議定書を批准、履行すること。

「第2部：国内履行の戦略的課題分野」では、障害者権利条約の内容なども加味しながら、8つの戦略的課題の大項目の下に必要な応じて小項目が設けられ、それぞれに目標および加盟国がとるべき行動が目的として掲げられている。導入（2.1）を除いた大項目は次のとおりである。

2.2 障害のための国内調整および主流化メカニズム

- 2.3 障害に関する統計、調査および証拠集め
- 2.4 障害者の非差別、法の下での平等および残虐な扱いと搾取からの自由
- 2.5 健康とリハビリテーション
- 2.6 適切な生活基準および社会的保護
- 2.7 社会のすべてのセクターにおける障害者のインクルージョンの促進
- 2.8 障害当事者団体、すべての省庁における障害担当、地方政府および政府間組織の制度的開発、アドボカシー、組織支援および強力な役割
- 2.9 アフリカ障害者の10年（2010-2019年）の大陸行動計画の実施に関するモニタリング、評価および報告

導入では、AU 委員会は、大陸行動計画の実施に関する報告やレビューを目的として、戦略的課題分野の進捗に関して加盟国と連絡を取り合うべきことが記されており、AU が組織としてアフリカ障害者の10年の実施にかかわろうとする姿勢あるいは期待がみられる。後述する第3部にも表れている。

上記の戦略的課題の目標・目的のうち、アフリカ固有の行動を求めている内容としては次のものがある。たとえば、「2.2 障害のための国内調整および主流化メカニズム」では、障害児童、障害青年、障害女性、高齢障害者ならびに平和と安全保障などに関する主流化を求めている。このなかで、障害児童についてはアフリカ子どもの権利と福祉憲章、障害青年についてはAU 青年憲章、障害女性についてはAU 女性の10年（2010-2020年）および女性の権利議定書、高齢障害者については高齢者の権利議定書にそれぞれ言及がある。

紛争については、アジア太平洋障害者の10年でも言及はあるものの、障害原因の一つとして取り上げているにとどまる。それに対してアフリカでは「2.2 障害のための国内調整および主流化メカニズム」において主流化が必要な戦略的課題の分野として単独で取り上げられている。「平和と安全保障」（2.2.1.5）では、災害や緊急事態のみならず、紛争および紛争後の復興において障害者の安全を確保し、保護することが目標として掲げられ、そのために

加盟国がとるべき13の優先行動が示されている。たとえば、障害者の避難、搾取と暴力からの保護、人道救助へのアクセス、紛争後の開発過程への参加、障害者となった退役軍人や元戦闘員への支援などが挙げられている。

HIV/エイズに関する言及が複数の項目でみられるのも大陸行動計画の特徴である。たとえば、「2.5 健康とリハビリテーション」では、国民一般に提供される HIV/エイズ予防、治療および支援サービスへの障害者のアクセスを保証することを求めている。また、「2.6 適切な生活基準および社会的保護」では、HIV/エイズ陽性者およびエイズに起因して障害者となった個人に有益な社会的保護事業を提供することを求めている。なお、健康に関して、とくに障害の原因となるものとして、FGM（女性器切除）など有害な伝統的慣行の除去に努めることが挙げられている。

そのほか、「2.7 社会のすべてのセクターにおける障害者のインクルージョンの促進」に関して、各国からアフリカ議会に参加する5人の委員のうち最低限1人は障害者とする努力や民間・政府の雇用において障害者が全従業員数の最低5%を占める措置をとるべきことなどが求められている。

第3部は、第2次アフリカ障害者の10年の大陸行動計画の実施に関する主要アクターの責務について規定する。主要アクターとして言及されているのは、AUの関連機関、AU加盟国、ARI、障害当事者組織（DPO）、国連機関を含む国際機関である。AUの関連機関としては、AU委員会およびアフリカ人権委員会（African Commission on Human and Peoples' Rights）の2つをとくに名指している¹³。また、再編される予定のARIに対しては、次のような行動を求めている。

- a) AU加盟国に対してアフリカ障害者の10年（2010-2019年）大陸行動計画の普及、支援を奨励すること。
- b) 加盟国および地域経済共同体（Regional Economic Communities）による大陸行動計画の実施を促進、監督すること。
- c) ILOのような専門機関の専門家の協力のもと、大陸行動計画の履行の

ための技術支援を加盟国に提供すること。

- d) 政府およびパートナーによる大陸行動計画の優先行動領域に対する分担金の配分をモニターすること。
- h) アフリカ障害者の10年の期間中、世界の他の国々および AU 加盟国間の経験と情報の交換を保証・促進すること。
- i) 大陸行動計画の実施のために資源を動員すること。
- j) 大陸行動計画の実施に関する加盟国の報告を評価すること。

一方、主要なアクターとして国連機関を含む国際機関にも言及があるものの、大陸行動計画では、国連アフリカ経済委員会（ECA）への言及はなく、ILOのような専門国際機関から障害者雇用に関する技術支援を求めると記すにとどめられている。

5. 小結

第1次アフリカ障害者の10年は、障害者の問題に対するローカルなアプローチの提供を意識していたものの、内容的にはほぼ国連障害者の10年を踏襲していた。障害に関する地域的な取り組みとして先行していたアジア太平洋障害者の10年が不十分ながらもポジティブな評価を得ていたのに対して、第1次アフリカ障害者の10年の成果は限定的であったとされる（Biegon 2011, 59-60）。第1次アフリカ障害者の10年をレビューした調査結果では、障害イシューに関するアフリカ大陸の規範枠組みと財政配分の欠如、障害女性に関する取り組みの遅れなどが指摘され、その結果、延長の必要性が勧告されている。

第2次アフリカ障害者の10年では、調査結果の勧告をふまえ、国際的な行動規範となりつつある、障害当事者本人および障害当事者団体からのインプットを受けて大陸行動計画が策定された。内容的には、加盟国がとるべき行動として、ジェンダー平等、農村地域におけるインクルージョン、障害者権

利条約の批准の3点が新たに加えられた。また、紛争、HIV/エイズ、有害な伝統的慣行の除去にも焦点が当てられ、アフリカで問題となっている課題への取り組みが反映されているといえる。さらに、第1次アフリカ障害者の10年が不調に終わったのは、ARIが弱体であり、地域としての責任者が不明確であったことが一因とされていたことから、第2次アフリカ障害者の10年の大陸行動計画では実施体制を明確に記した。主要なアクターとしては、AU委員会、アフリカ人権委員会、再編後のARIが挙げられており、AUの体制をもって実行していこうという姿勢が表れている。

第3節 アフリカ人権憲章と障害者権利議定書

1. アフリカ人権憲章

人権保障に関するアフリカ地域の基本文書は、アフリカ人権憲章である。これを執行する機関として、アフリカ人権憲章によりアフリカ人権委員会が設立された。アフリカ人権憲章には、最後にAUに加盟した南スーダン以外の53カ国すべてが批准している。また、アフリカ人権委員会を補完する機関として、アフリカ人権裁判所が議定書によって設置されている¹⁴⁾。裁判所の管轄範囲は広く、アフリカ人権憲章、各議定書および当事国が批准した人権文書に及ぶものの¹⁵⁾、2013年7月現在、アフリカ人権裁判所議定書の批准は27カ国のみとなっている。

障害者に関しては、アフリカ人権憲章第18条第4項が「高齢者と障害者はさらに心身のニーズを維持するための特別な保護措置を得る権利を有するべきである」と謳っているものの、障害者の問題は全体のなかに埋没してきた。そうしたなか2000年以降に採択された同憲章の議定書ならびにアフリカのその他の憲章も障害者に言及するものが増えていることが指摘されている(Combrinck 2013, 364-365)。たとえば、アフリカ人権憲章に関する「女性の権

利議定書」や「アフリカ青年憲章」「民主主義・選挙・ガバナンスに関するアフリカ憲章」などである。ただし、そのほとんどが例示的な言及であり、内容が限られている。

アフリカ人権憲章第18条の内容を実現する一環として、まず2007年にアフリカ人権委員会の下に高齢者の権利に関するフォーカル・ポイントが設置された。その後、2009年に高齢者および障害者の権利に関するワーキング・グループに改組された¹⁰⁾。任務は、高齢者と障害者の権利に関する議定書草案の基礎となるコンセプト・ペーパーの作成やデータ収集などであり、当初はこのうちとくに高齢者の権利に焦点が当てられていた (Yeung Sik Yuen 2012b, para.2, 4)。

障害者の権利に関する議定書については、当初、制定すべきであるかが議論され、いくつかの批判が存在していた。たとえば、アフリカ人権憲章およびそのほかの議定書の履行状況からみても否定的な意見や国際条約としては障害者権利条約があり、別の議定書を策定することは障害者の権利擁護の水準を引き下げてしまうおそれがあるなどである (Viljoen and Biegon n.d., 38-41)。しかし、議論段階であったにもかかわらず、アフリカでは、戦争、貧困、伝染病、高齢化、栄養失調、自然災害、事故などさまざまな社会的経済的な要因によって障害者の数が増加していることを理由に、アフリカ固有の障害者の権利に関する議定書が必要だとして、ワーキング・グループは短期間で最初の草案（アクラ草案）を作成した (Yeung Sik Yuen 2012b, para.8, 9)。

ワーキング・グループは当初与えられたコンセプト・ペーパー作成の任務を飛び越えたうえ、作成されたアクラ草案は各方面からの批判、とくに障害当事者団体からの強い拒否を受けた。その最大の理由は、草案策定にあたって、国際的な規範となりつつあった障害当事者を含むステーク・ホルダーの参加と協議が行われなかったことである (Combrinck and Mute 2014, 313)。内容的にも、障害の社会モデルや障害者権利条約などの国際標準を取り入れることなく作成されていた。一方で、議定書が形をもったことから、AUとしては障害者の権利に関する議定書策定は既定路線となっていた。

その後、批判を受けて、2011年に障害当事者および専門家がワーキング・グループに新たに加えられ、2012年にコンセプト・ペーパーが作成された。これをもとに草案の起草が進み、ステーク・ホルダーに意見を求めるため2014年に議定書草案（第2草案）が発表された¹⁷⁾。

2. 障害者の権利に関する議定書

全30カ条からなる議定書草案（第2草案）¹⁸⁾は、アフリカ人権憲章や障害者権利条約では注目されなかった問題を取り上げ、アフリカの特徴や現実の問題を解決するためにそれらを詳細に明示することによって、アフリカの障害者の権利保障の水準をあげることを意図しているとされる（Combrinck and Mute 2014, 315-316）。パブリック・コメントの呼びかけ文も、ワーキング・グループは草案起草にあたって、障害者権利条約の文言と精神を毀損しないことを前提としつつ、アフリカの文脈で規定を設けることを試み、アフリカのその他の人権文書を勘案しながら行ったと説明している。

議定書草案の前文は、障害者の権利を保障するために、政策、法律、行政行為および資源の基礎となるアフリカ大陸の堅固な法的枠組みを制定する必要があるとの認識のもと、障害者が人権および基本的自由を完全かつ平等に享受できるよう障害者の権利の保障、保護、促進をする議定書を制定すると謳う。障害に基づく差別は禁止され、合理的配慮の否定は差別であると定義され、障害者権利条約と整合性を保つ¹⁹⁾。

締約国の一般的義務としては、障害に基づく差別なく、障害者の権利と尊厳を保護かつ促進することを確保するために、政策的、立法的、行政的、制度的および財政的な措置を含め、適切かつ効果的な措置をとることが求められている（第2条）。適切な措置の例示として、議定書に抵触する、障害者に対する有害な慣習、伝統、文化的、宗教的その他の慣行に対して、適切な方法で、改善、違法化、犯罪化または反対運動を行うべきことが記されており、一般的義務を定める条項のなかにもアフリカ固有の問題への対処が提示

されている。

上記の有害な慣行については独立した条文が別途設けられており、締約国は「魔術やタブーのように障害者の殺害、遺棄または虐待を正当化することに使われる有害な文化的、宗教的またはその他の社会的慣行に対して、法的制裁、教育および啓蒙活動をとおして闘いまたは改善することですべての障害者に対する保護を確保する」ことが求められている（第5条）。アフリカでは、アルビノの人の体の一部が、富と権力を手に入れる魔術師の力を強めるとか、逆に不幸をもたらすとか、さまざまな迷信が残っており、しばしば死に至る攻撃がなされていることが背景にある²⁰。議定書草案は障害の定義のなかではアルビノについて明示しないものの、AU人権委員会は、同議定書起草のなかでアルビノの人の権利保障を含めるよう決議している²¹。同様な視点から議定書は司法へのアクセス権に関して、「適切かつ効果的な裁判（justice）へのアクセスを否定するために、伝統的形式の裁判を利用することがないように」確保すべきであると定め、障害者が障害を理由に国家の司法制度へのアクセスを否定されないよう明示している（第8条）。

そのほか障害者権利条約と異なる点として、差別からの保護の適用範囲が挙げられる。議定書草案では、両親、保護者、介護者が障害者と関係があることを理由に差別されることがないように保護を求めている（第3条）。一方で、障害者自身もその他の個人、家族、およびコミュニティに対して責任を有していることを政府は認識すべきであると定めている。その責任には、家族、コミュニティおよび国家の完全な一員として社会・経済・政治的な役割を果たすこと、ならびに、アフリカの統一の維持・促進を含め、アフリカの良好な文化的価値を維持・強化することなどが含まれる（第23条）。

また、障害女性については、障害者権利条約が障害女性の人権保障を求める一般的な規定になっているのに対して、議定書草案は保障すべき場面を具体的に例示する。そこで規定されている内容は、(a) 障害女性が、社会、経済、政治的意思決定および活動に参加すること、(b) 障害女性は、性的またはジェンダーに基づく暴力から保護され、性的またはジェンダーに基づく暴

力に対してリハビリテーションおよび精神的支援が提供されること、(c) 障害女性の性的およびリプロダクティブ・ヘルス・ライツは保障され、障害女性は自らの生殖を保持し、管理する権利を有すること、(d) 障害女性は結婚する権利を行使できること、(e) 障害のある母親は自分の子どもを養う権利を有し、障害を理由に子どもを奪われない権利を有すること、である（第19条）。

3. 小結

国連の人権諸条約と同様にこれまでアフリカ人権憲章と同議定書のなかに埋もれていた障害 이슈が、障害者権利議定書としてAUの人権システムのなかに明確に位置づけられることは障害者の権利擁護の向上をもたらすものと期待される。障害者権利議定書という法的文書に依拠して、障害 이슈がAU人権委員会やAU裁判所などの制度枠組みの俎上に乗やすくなるからである。とくに、障害者権利条約では手当されていなかった有害な慣行の除去や障害女性が直面する具体的問題が明示的に規定されたことで、アフリカ固有の障害 이슈の解決可能性を広げている。ただし、障害者の日常の営みに関しては次節で述べる地域的取り組みの実施体制による影響が大きいであろう。

第4節 地域的取り組みの実施体制

1. アフリカ・リハビリテーション研究所 (ARI)

ARI (African Rehabilitation Institute) は、AUの専門機関であり、1988年にジンバブエのハラレに設立され、地域支部を有する²²⁾。ARI設立合意書によると、ARIはアフリカ諸国に現存する多様なサービスや施設を活用して、リハ

ビリテーションおよび障害予防をめざすリージョナルおよびサブ・リージョナルな調査や訓練プログラムを開発・促進する研究所である。アフリカ大陸における障害予防と障害者に対するリハビリテーションを中心として、障害にかかわるすべての事項の調整をはかるため設立されたとされ、AUの政治的機構に対して報告する任務を負う²³。

ARIの目的はOAU/AU加盟国を支援することであり、設立合意書では次の任務が定められている。たとえば、

- (a) 予防およびリハビリテーション・サービスの開発を促進するための統一的なアプローチを開発すること。
- (b) 障害のために急速に変化する世界に適応することが困難なハンディキャップのあるアフリカ人のニーズを満足させるための施設をつくること。
- (c) アフリカ大陸のすべての国においてリハビリテーション・センター設立を促進すること。アフリカ地域内における障害者のリハビリテーション領域に関して可能なかぎり基本的概念や原則を調和させ、戦略を策定する支援をすること。
- (g) アフリカ諸国および世界の他の国との経験や情報の交換を保証、促進すること。
- (h) 固有の教育または研究のための施設や材料を開発することを念頭に、障害予防とリハビリテーション領域に関する特別なプロジェクトを組織すること、などである。

ARIはOAU/AUからアフリカの障害イシューに関する業務を主導する任務が与えられ、アフリカ障害者の10年の宣言にあたっては重要な役割を担い、本来、アフリカ障害者の10年の大陸行動計画の目的実施にあたってはその調整役とモニタリングを期待されていた(Chalklen, Swartz and Watermeyer 2006, 94; African Union n.d.b, 4)。しかし、2012年現在で、ARI設立合意書を批准した国は26カ国とAU加盟国53カ国の半分にとどまり、また過去10年、主要な

加盟国からの拠出金の不払いによって深刻な財政問題に苦しんできたことが報告されている (African Union 2010, 4)。それゆえ、アフリカ障害者の10年の推進にあたっては、AUの機関であるARIよりもNGOであるアフリカ障害者の10年事務局 (SADPD) が前面に出ていた。

2. アフリカ障害者の10年事務局 (SADPD)

2003年に南アフリカで開催されたアフリカ地域障害協議会 (Disability African Regional Consultative Conference: ARCC) の最終宣言のなかにアフリカ障害者の10年を推進する組織を設立する必要性が盛り込まれた²⁴⁾。この提案は障害当事者団体によってなされ、同団体については南アフリカ政府がホストすることを表明した。設立にあたっては南アフリカ政府がARIと協議し、PAFODをはじめとするアフリカの障害当事者団体がSADPD (Secretariat of the African Decade of Person with Disabilities) の設立に取り組むものとされた。事務局設立後はこれまで障害者について一切言及がないNEPAD (アフリカ開発のための新パートナーシップ) との調整役も果たすことが期待された²⁵⁾。

2004年にSADPDは南アフリカのケープタウンに設立され²⁶⁾、その後、本部はプレトリアに移された。SADPDの最終的なビジョンは、障害者が人権を享受できるアフリカ大陸をつくることにある。そのためにSADPDは、障害者の人権とインクルーシブな開発を促進するためにAU、アフリカ各国政府、市民社会、障害当事者団体と共同して働くアフリカの知識ベースの組織となることをミッションとしていることを謳う。

さて、SADPDは確かに重要な役割を果たしているものの、OAUおよびAUの公的文書のみをみるかぎり、アフリカ障害者の10年の宣言および同大陸行動計画を採択したOAUまたはAUからは公式な事務局としての委託はない。アジア太平洋障害者の10年をESCAP事務局がリードしたのと異なり、SADPDは繰り返し自己の存在の正統性を主張するなど公的な事務局であることを暗に主張してきたものの、「事務局」という名称はミスリーディング

なところがある。南アフリカ政府や障害当事者団体が参加する ARCC においてアフリカ障害者の10年を推進する NGO 設立の必要性が決議され、これを受けて SADPD は設立された組織であるものの、自らも述べているとおり障害当事者を主体とする NGO の一つにすぎない。

一方、AU が採択した「アフリカ障害者の10年（2010-2019年）の大陸行動計画」においては、第1次アフリカ障害者の10年を組織する責任が ARI に与えられ、活動の計画にあたっては障害当事者団体、とくに PAFOD と AFUB と責任を共有することが記されていることに加え、SADPD への言及も存在する。すなわち、「大陸の障害当事者団体はその後になってアフリカ障害者の10年（1999-2009年）の大陸行動計画の実施促進を支援するためにアフリカ障害者の10年事務局（SADPD）を設立した」と記している。AU の公式ウェブページに掲載された2005年のアフリカ障害者の10年国際パートナー会議の構想覚書も、SADPD は大陸行動計画の履行を促進・啓発する任務が与えられていると記しており⁶⁷⁾、AU としては一定程度 SADPD を障害者の10年「事務局」として活用しようという意図があることが示唆される。

SADPD の元 CEO で国連の障害特別報告者を務めたチャルクレン氏も、ARCC の決議はアフリカ障害者の10年の活動を推進するためにアフリカ大陸レベルでの NGO 設立の必要性を訴えたものであったとする（Chalklen, Swartz and Watermeyer 2006, 94）。公式には ARI が AU の障害イシューについての任務を有するものの、ARI がその職責を履行せず、AU がその責任を果たさないなか、SADPD はアフリカ大陸横断的に障害者の10年推進の中心的組織として活動してきたことは間違いない。

こうしたなか、SADPD は名称をアフリカ障害同盟（African Disability Alliance: ADA）に変更し、次項で述べる AU 障害アーキテクチャ（African Union Disability Architecture: AUDA）という AU の新たな動きに対応しようとしている。いずれアフリカ障害者の10年は終了することに加え、AUDA では、AU のカウンターパートとして、アフリカ全体をカバーする障害当事者団体の窓口が重要な役割を担うことが予想されるからである。こうした SADPD/

ADAの動きとは別に、2014年に約40の地域と国レベルの障害当事者団体が集い、AUDAに障害当事者の声を反映させることを目的にアフリカ障害フォーラム（African Disability Forum: ADF）が発足した。発足にあたっての背景説明では、アフリカでは長らくアフリカ地域全体を対象範囲とする障害当事者団体・ネットワークを欠き²⁸、当初PAFODはそうした意図をもって設立されたものの大陸のほかの障害当事者団体からは受け入れられなかった。同様にSADPDも名称をADAに変更しフォーラムの一部の機能を引き受けることになったものの、アフリカ大陸の障害当事者団体を代表するような構成にはなっていないため新たにADFをつくる必要性があると述べている²⁹。

ADFは新たな団体の設立をめざしているのではなく、既存の大陸レベル、サブ・リージョナル・レベルの団体を代替することなく、現存する団体、ネットワークのうえに発展する統括的なフォーラムになることをめざしている³⁰。具体的には、投票権を有する正会員と投票権をもたない協力会員で構成され、正会員は、障害当事者の全国組織³¹によって構成されるアフリカ大陸レベルの組織、障害横断的統括組織の国代表によって構成されるサブ・リージョナルな連盟、および国レベルの障害横断的全国組織など障害当事者を主とする団体・ネットワークであり、協力会員は障害サービス提供団体、開発NGOや大学など各種の非政府組織を想定している。今後、アフリカ大陸の障害当事者の声を統一的に発信できるか、その発展方向が注目される。

3. ARIの解体とAU障害研究所の設立

アフリカ障害者の10年の延長の審議と並行して、AUの専門機関であるARIの役割の再検討が始まった。ARIはリハビリテーションについて研究・開発し、アフリカ大陸における既存のリハビリテーション・センターなどを調整、強化することを目的に設立された。この任務遂行のためにARIはARI加盟国から年間拠出金を受けとることになっていた。しかしながら、前述のとおり、過去10年、主要な加盟国からの拠出金不払いによってARIは

深刻な財政問題に苦しんできた。

こうした状況を打開するため、2008年に AU 委員会は ARI の機構改革の検討を要請した (African Union 2010, 4)。2010年に AU 執行理事会は、アフリカ障害者の10年の延長を求めた CAMSD2の勧告を裏書きし、ARI に関してはより効果的に障害者のニーズに対応し、かつ ARI が延長された10年の主導的役割を果たすために、財政および行政的管理ならびに ARI の機構改革に関する ARI の臨時理事会を即時に実施すべきことを指示した³²。

2012年の AU 社会開発大臣会合では、第2次アフリカ障害者の10年の大陸行動計画の審議・採択とともに、ARI の機構改革の提案ならびに AU 障害アーキテクチャ (AUDA) に対する決定を検討した³³。このうち、AUDA は障害イシューに関するアフリカの取り組みの青写真となっている。AUDA は、アフリカの障害者の完全参加、平等、エンパワメントを促進することを目的として3つの構成部分からなり、前述したアフリカの障害に関するさまざまな地域的取り組みの体系化が試みられている。構成の3つの柱は、第1に、法的内容として、アフリカ人権憲章に関する障害者の権利に関する議定書の制定。第2に、プログラムの内容として、延長されたアフリカ障害者の10年 (2010-2019年) のための大陸行動計画の策定。第3に、制度的内容として、障害インクルーシブな発展の促進と障害者の権利保障をめざす締約国を支援する AU 障害研究所 (AU Disability Institute, AUDI) の設立となっている³⁴。

2013年の専門家会合では、AUDI は、AU の社会問題局長に直接報告する任務を負い、その主たる機能は第2次アフリカ障害者の10年の大陸行動計画の履行を唱導し、コーディネートすることにあるべきことが強調された。そして、2014年の会合で、ARI の清算と代替機構の検討を任務とする第7委員会、障害者権利議定書草案の完成の優先的推進とともに、AUDI の定款の起草、AUDI の受入国との契約の起草が勧告され³⁵、設立に向けた作業が開始されている。

4. 小結

OAU/AUとしてアフリカ障害者の10年などの地域的取り組みを主管する予定だった機関はARIであった。しかし、ARI設立に加盟する国が少なく、また拠出金の不払いなど財政的な困難を抱えていたこと、さらにはそもそもリハビリテーションと障害予防を任務の中心としていたことから、権利擁護を含むアフリカ地域的取り組みに対する積極的な貢献は限られた。AU、障害当事者団体ともに同様な認識を共有し、それゆえSADPDが頼りにされ、実質的にアフリカ障害者の10年の事務局としての機能も果たしてきたといえる。

しかしながら、AUは第2次アフリカ障害者の10年を契機に、AUの枠内で障害イシューに対する取り組みの青写真をつくり、法・事業・制度の3構成からなる体制づくりを試みている。ARIに替わり設立されるAUDIは、リハビリテーションだけでなく、障害インクルーシブな発展と障害者の権利保障への支援が期待されている。このように、AUは自ら障害イシューに関する地域的取り組みに責任をもち、ライツ・ベースの国際的な動向に対応する姿勢を見せており、AUDAの今後の進展が注目される。

おわりに

第1次アフリカ障害者の10年の大陸行動計画は、障害者の問題に対するローカルなアプローチを意識していたものの、内容的にはほぼ国連障害者の10年を踏襲していた。実施面においては、OAU/AUおよび加盟各国のオーナーシップ意識が希薄であったため、アフリカ大陸としての規範枠組みの確立や財政配分が欠如し、十分な成果があがらなかった。

こうした失敗を受け、延長された第2次アフリカ障害者の10年では、障害

当事者からのインプットを受けて大陸行動計画が策定され、内容的には新たにジェンダー平等、農村地域におけるインクルージョン、障害者権利条約の批准がとるべき行動として加えられ、さらに紛争、HIV/エイズ、有害な伝統的慣行の除去にも焦点が当てられた。第2次アフリカ障害者の10年では、アフリカで問題となっている課題への取り組みがより明確に反映されたといえる。これは起草中であるAU障害者権利議定書においても同様である。障害者権利条約では手当されていなかった有害な慣行の除去や障害女性が直面する具体的問題が明示的に規定され、アフリカ固有の障害イシューの解決可能性を広げている。

実施体制について、AUは国連組織に頼らず、AU自らの障害イシューに関する地域的取り組みに責任を持つとする姿勢が示されている。第2次アフリカ障害者の10年を契機に、AU枠内で障害イシューに対する取り組みを行うべく青写真としてAU障害アーキテクチャを構想し、法・事業・制度の3構成からなる体制づくりが試みられている。AU障害者権利議定書は障害イシューに法的根拠を与えAU人権委員会やAU裁判所などによる救済を可能とするものであり、新しく設立されるAU障害研究所も障害インクルーシブな発展と障害者の権利保障への支援が役割として期待されている。アフリカ全体の障害当事者の声の統一も含め、現在議論されているAU障害アーキテクチャは実現し、地域的な取り組みが促進されるのか、今後の発展動向が注目される。

〔注〕 _____

- (1) 正式名称「人および人民の権利に関するアフリカ憲章」(African Charter on Human and Peoples' Rights [通称: バンジュール憲章]) OAU Doc CAB/LEG/67/3 Rev3 (1981年6月26日採択, 1986年10月21日発効)。
- (2) Decision CM/DEC.535 (LXXII) Rev.1. なお、第1次アフリカ障害者の10年の期間は、OAUとAUの文書では1999年～2009年となっているが、国連の文書では2000年～2009年と標記されている。本章では、当事者であるOAU/AUの文書に従う。
- (3) Decision CM/DEC/676 (LXXVI).

- (4) 各目的には具体的な行動が列挙されている。例えば、目的1を達成するための具体的な活動として以下が挙げられている (para.20)。
- a) 障害者の生活に否定的な影響を与えるすべての立法を、議会や国家を通して見直し、必要に応じて修正すること。
 - b) 機会均等を目的とした障害関係の授権法を、議会や国会を通して、採択、公布すること。
 - c) 権利憲章に障害に基づく差別を禁止する条項を組み込むよう、議会や国会を通して、修正すること。
 - d) 議会に障害に関する委員会を設置すること。
 - e) 障害者に優しい政策やプログラムを開発すること。
- (5) African Union, First Session of the AU Conference of Ministers in Charge of Social Development Windhoek, Namibia 27-31 October 2008 (CAMSD/EXP/4(I), Social Policy Framework for Africa.
- (6) 指標に対する対応は、Yes/No または数値、その他は自由記載となっている。目標1に対応する質問1は次のとおりである。
- (1)障害者の平等な参加の促進とともに、障害者の権利を促進／保護する立法の有無
 - (2)障害者の権利を保護する権利章典の有無
 - (3)議会における障害に関する委員会の有無
 - (4)総人口に対する障害者の割合
 - (5)障害者に優しい政策やプログラムの有無
- (7) 財政危惧については、大陸行動計画自体のなかで言及がある。アフリカ障害者の10年の宣言から大陸行動計画策定の間、「アフリカ諸国はアフリカ障害者の10年を実施するための財政支援の提供を約束した国がないことを知っておくべきである。それゆえ財政資源の欠如によりいずれの活動プログラムも全く実施されることなく2年が経過した」(para.15)と危機感を喚起している。
- (8) Executive Council, “Decision on the Report of the Second Session of the African Union Conference of Ministers of Social Development,” Doc.EX.CL/634 (XVIII), EX.CL/Dec.625 (XVIII).
- (9) 例えば、MDAC (2011)。
- (10) African Union, 3rd Session of the AU Conference of Ministers of Social Development, “Theme: Promoting the Rights and Welfare of Persons with Disabilities,” Addis Ababa, Ethiopia, 26-30 November 2012, (Concept Note).
- (11) “Continental Plan of Action for the African Decade of Persons with Disabilities 2010-2019,” <http://sa.au.int/en/sites/default/files/CPoA%20Handbook%20%20AUDP%20English%20-%20Copy.pdf>, accessed January 11, 2015.
- (12) 再掲されなかったのは、国連の障害者の機会均等化基準規則の使用に関する

る項目である。

- (13) AU 委員会とアフリカ人権委員会には次の行動が求められた。
 - a) アフリカ障害者の10年の大陸行動計画の履行の報告，モニターおよび実施を保証するための障害に関する特別報告者を指名する決議を AU 首脳会議に提案すること。
 - b) 関係する AU 政治組織（社会開発大臣会合，執行理事会（executive council），首脳会議（総会）（Assembly of Heads of State and Government））に対して2年に1回，10年大陸行動計画の実施について報告すること。
 - c) アフリカ独自の障害者権利文書（障害者の権利に関する議定書）の開発のための広範でインクルーシブな議論を組織すること。
 - d) 委員会の職員および他の AU 機関を含め，AU の政治的・系統的機能のすべての機構における障害者のインクルージョンを実現すること。
 - e) 大陸行動計画の優先行動領域を実現する各国政府の立法，政策およびその他の手段開発に対する技術支援を提供すること。
- (14) Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Establishment of an African Court on Human and Peoples' Rights (2004年1月25日発効)。
- (15) <http://www.african-court.org/en/index.php/about-the-court/brief-history>, accessed January 11, 2015.
- (16) Resolution ACHPR/Res143 (XXXXV) 09.
- (17) “Comments invited on Draft Protocol on the Rights of Persons with Disabilities in Africa,” <http://www.achpr.org/news/2014/04/d121>, accessed January 11, 2015.
- (18) アフリカ障害者権利議定書

前文

第1条 定義

第2条 一般的義務

第3条 平等と非差別

第4条 生存権および人間の安全保障の権利

第5条 有害な慣行

第6条 リスクの状況

第7条 法の下での平等

第8条 司法へのアクセス権

第9条 コミュニティでの生活

第10条 アクセシビリティ

第11条 教育の権利

第12条 入手可能な最高の健康水準へのアクセスの権利

第13条 リハビリテーションとハビリテーション

第14条 労働の権利

- 第15条 適切な生活水準の権利および社会的保護への権利
- 第16条 政治および公の活動に参加する権利
- 第17条 自己を代表すること
- 第18条 スポーツ, 娯楽, 文化に参加する権利
- 第19条 表現および意見の自由および情報へのアクセス
- 第20条 障害女性
- 第21条 障害児童
- 第22条 高齢者
- 第23条 責任
- 第24条 統計およびデータ
- 第25条 実施と監視
- 第26条 救済
- 第27条 議定書の解釈
- 第28条 署名, 批准, 承諾
- 第29条 効力の発生
- 第30条 修正および改訂

(19) 第1条 (定義)

(b) 「障害に基づく差別」とは、ほかの者との平等を基礎として、政治、経済、社会、文化、市民またはほかの分野における、すべての人権および基本的自由の承認、享受または実行を毀損または無効化する目的または効果を有する、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限、を意味する。障害に基づく差別は合理的配慮の否定を含む。

(c) 「障害者」とは、長期の身体、精神、知的、発達または感覚機能障害と環境、態度またはその他のバリアーとの相互作用が、ほかの者との平等な社会への完全かつ効果的な参加を阻害されている人を含む。

(e) 「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権と基本的自由を享受または実行することを確保するために、特定のケースに必要な、不適切または過剰な負担を課さない、必要かつ適切な修正または調整を、意味する。

(20) 国連でも懸念が表明されている。“Persons with albinism,” Report of the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (A/HRC/24/57) 12 September 2013.

(21) 決議263 “Resolution on the prevention of attacks and discrimination against persons with albinism” (54th Ordinary Session of the African Commission on Human and Peoples Rights, 22 October - 5 November 2013)。

(22) 1987設立とする文書もある (African Union 2010, 4)。ARI 設立合意書は1985年に署名のために開放され、1991年に発効した。

- (23) “African Decade of Disabled Persons (1999–2009) International Partners Meeting, Addis Ababa, Ethiopia, 21–22 September 2005 (Concept Note),” at www.african-union.org/africandecade/concept_note.htm, visited January 15, 2014.
- (24) Disability African Regional Consultative Conference (ARCC) Final Statement, 6 May 2003 (Annex from note presented by South Africa to UN Secretary of the Ad Hoc Committee on a Comprehensive and Integral International Convention on the Protection and Promotion of the Rights of Persons with Disabilities (16–27 June 2003) A/AC.265/2003/CRP/11).
- (25) アフリカ障害者の10年の大陸行動計画は、当初、成長と持続的發展を加速させ、蔓延した深刻な貧困を削減することを基本目標に含む NEPAD のサブ・プログラムとみなされていた (“African Decade of Disabled Persons (2000–2009),” www.un.org/esa/socdev/enable/disafricandecade.htm, visited January 15, 2014)。
- (26) 2003年9月に非営利 NGO として南アフリカに登録され、2004年から活動が開始されたとされる (Veen 2009)。
- (27) “African Decade of Disabled Persons (1999–2009) International Partners Meeting, Addis Ababa, Ethiopia, 21–22 September 2005” (Concept Note), at www.african-union.org/africandecade/concept_note.htm, visited January 15, 2014.
- (28) “African Disability Forum (ADF) established at Regional Meeting,” at <http://www.uneca.org/media-centre/stories/african-disability-forum-adf-established-regional-meeting>, accessed January 11, 2015.
- (29) African Disability Forum (ADF) Launch Meeting, 17–19 November 2014, UN Conference Center, Addis Ababa, Ethiopia (Background Paper).
- (30) Ibid.
- (31) 障害当事者の親が構成する団体も含む。
- (32) Executive Council, “Decision on the Report of the Second Session of the African Union Conference of Ministers of Social Development,” Doc.EX.CL/634 (XVIII), EX.CL/Dec.625 (XVIII).
- (33) African Union, “3rd Session on the AU Conference of Ministers of Social Development Addis Ababa, Ethiopia, 26–30 November 2012, Theme: Promoting the Rights and Welfare of Persons with Disabilities (Concept Note)”。
- (34) Decision on the Report of the Third Session of the African Union Conference of Ministers of Social Development Doc.EX.CL/769 (XXII) (EX.CL/Dec.750 (XXII)).
- (35) Agenda Item 6: Proposal for the Replacement for the ARI – Disability Institute and Transitional Mechanism (ARI の代替構造の提案 – AU 障害研究所および移行メカニズム), Report of the Experts’ Meeting of the 1st Meeting of the Committee of 7 on Liquidation of the Assets of/ Replacement Structure for the African Re-

habilitation Institute (ARI), Addis Ababa, Ethiopia, 28–29 October 2013 (Fourth Session of the AU Conference of Ministers of Social Development (CAMSD4) Addis Ababa, Ethiopia 26–30 May 2014 (CAMSD/EXP/5 (IV)).

〔参考文献〕

<日本語文献>

長瀬修 2006 「アフリカ障害者の10年の課題と展望」『アジア研ワールド・トレンド』(135) 12月 32–33.

<外国語文献>

AU (African Union) 2010. “Report of the Chairpersons of the AU Commission on the Implementation of the Decisions of the First Session of the African Union Conference of Ministers of Social Development, 27 to 31 October 2008, Windhoek, Namibia,” 2nd Session of the African Union Conference of Ministers of Social Development (Theme: Strengthening Social Policy Action towards Social Inclusion), 21–25 November 2010 Khartoum, Sudan (CAMSD/EXP/3(II)).

——— [n.d.a] “Plan of Action on the African Decade of Disabled Persons –Questionnaire and Framework for Reports on Progress Achieved by Member States towards the Implementation of the AU Plan of Action on the African Decade of Disabled Persons,” at [http://www.africa-union.org/root/UA/Annonces/SA/2010/jan/Questionnaire on PoA ON DISABILITY- FORMATTED- last version.doc](http://www.africa-union.org/root/UA/Annonces/SA/2010/jan/Questionnaire%20on%20PoA%20ON%20DISABILITY-FORMATTED-last%20version.doc), visited January 15, 2014.

——— [n.d.b] “Continental Plan of Action for the African Decade of Persons with Disabilities 1999–2009” at [http://sa.au.int/en/sites/default/files/Disability_Decade Plan of Action -Final.pdf](http://sa.au.int/en/sites/default/files/Disability_Decade%20Plan%20of%20Action-Final.pdf), visited January 15, 2014.

Biegon, Japhet. 2011. “The Promotion and Protection of Disability Rights in the African Human Rights System,” In *Aspect of Disability Law in Africa*, edited by Ilze Grobbelaar-du Plessis and Tobias van Reenen. Pretoria: Pretoria University Law Press, 53–83.

Chalklen, Shuaib, Leslie Swartz, and Brian Watermeyer. 2006. “Establishing the Secretariat for the African Decade of Persons with Disabilities” In *Disability and Social Change: A South African Agenda*, edited by Brian Watermeyer et al.. Cape Town: HSRC Press, 93–98.

Combrinck, Helene. 2013. “Disability Rights in the African Regional Human Rights

- System during 2011 and 2012,” In *African Disability Rights Yearbook*, Vol. 1. Pretoria: Pretoria University Law Press (PULP), 361–368.
- Combrinck, Helen and Lawrence M. Mute. 2014. “Developments Regarding Disability Rights during 2013: The African Charter and African Commission on Human and Peoples’ Rights.” In *African Disability Rights Yearbook*, Vol. 2. Pretoria: Pretoria University Law Press (PULP), 309–317.
- Dube, Angelo Buhle. 2007. “Protection of the Rights of Persons Living with Disabilities under the African Human Rights System.” LLM Degree Thesis, University of Pretoria.
- Mental Disability Advocacy Center (MDAC). 2011. “MDAC Written Submission to the African Decade of Persons with Disabilities for the Development of the African Union Continental Disability Strategy (2010 – 2019),” 31 August 2011, at http://mdac.info/sites/mdac.info/files/2011_08_30_mdac_AU_Continental_Disability_Strategy.pdf, visited January 15, 2014.
- Kamga, Serges Alain Djoyou. 2013. “A Call for a Protocol to the African Charter on Human and Peoples’ Rights on the Rights of Persons with Disabilities in Africa.” *African Journal of International and Comparative Law* 21 (2) June: 219–249.
- Katsui, Hisayo. 2012. *Disabilities, Human Rights and International Cooperation: Human Rights-Based Approach and Lived Experiences of Ugandan Women with Disabilities*, (The Center for Human Rights of Persons with Disabilities Publication Series, No 8) Vaasa: VIKE: The Center for Human Rights of Persons with Disabilities.
- Pretoria University Law Press. 2013. *African Disability Rights Yearbook*, Volume 1, 2013, Pretoria: Pretoria University Law Press.
- Reenen, Tobias Pieter van and Heléne Combrinck. 2011. “The UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities in Africa: Progress after 5 Years.” *SUR: International Journal on Human Rights* 8 (14) June: 133–165.
- SADPD (Secretariat of the African Decade of Persons with Disabilities) 2010. *Annual Report*, at http://african-decade.co.za/wp-content/uploads/2012/10/Annual-Report_Web1.pdf, visited January 15, 2014.
- 2012 “The Secretariat of the African Decade of Persons with Disabilities” (Brochure), at http://african-decade.co.za/wp-content/uploads/2012/10/Brochure_Print.pdf, visited January 15, 2014.
- [n.d.a] “The Secretariat of the African Decade,” at <http://www.africa-union/afri-candecade/history.htm>, visited January 15, 2014.
- [n.d.b] “2009–2014 Strategic Plan Summary,” at http://african-decade.co.za/wp-content/uploads/2012/10/StrategicSummary_2012_Final.pdf, visited January 15,

- 2014.
- [n.d.c] “A Civil Society Proposal for an African Disability Strategy to the AU Commission of Labour and Social Affairs,” Prepared by Rudo M. Chitiga for the Secretariat of the African Decade of Persons with Disabilities.
- Ssenyonjo, Manisuli, ed. 2012. *African Regional Human Rights System: 30 Years after the African Charter on Human and Peoples’ Rights*. Leiden: Martinus Nijhoff Publishers.
- Van der Veen, Judith. 2009. “Occupational Therapy and the African Decade of People with Disabilities towards the Future and Beyond 2010.” (PPT). Pretoria: SADPD.
- Viljoen, Frans and Japhet Biegon [n.d.] *The Architecture for an African Disability Rights Mechanism*, Pretoria: SADPD.
- Yeung Sik Yuen, Yeung Kam John 2012a. “The Right of Older Persons and Persons with Disabilities in Africa.” In *African Regional Human Rights System: 30 Years after the African Charter on Human and Peoples’ Rights*, edited by Manisuli Ssenyonjo. Leiden: Martinus Nijhoff Publishers, 213-231.
- 2012b. “Report of the Chairperson on the Working Group on the Rights of Older Persons and People with Disabilities in Africa.” Presented at 52nd Ordinary Session of the African Commission on Human and Peoples’ Rights, 9-22 October 2012.